

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 8 年 6 月 26 日

岐阜県監査委員	伊 藤 英 生
岐阜県監査委員	藤 本 恵 司
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

1 令和7年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分			監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの※	未措置
			A	B	C	A－B－C
団 体	指摘事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	4	2	2	0
		補助金等交付団体	1	0	1	0
		指 定 管 理 者	0	－	－	0
	計		5	2	3	0
	指導事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	5	5	0	0
		補助金等交付団体	4	2	2	0
		指 定 管 理 者	4	4	0	0
	計		13	11	2	0
	検討事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	1	0	1	0
		補助金等交付団体	0	－	－	－
		指 定 管 理 者	0	－	－	－
	計		1	0	1	0
所 管 機 関	指摘事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	0	－	－	－
		補助金等交付団体	1	0	1	0
		指 定 管 理 者	0	－	－	－
	計		1	0	1	0
	指導事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	1	1	0	0
		補助金等交付団体	3	1	2	0
		指 定 管 理 者	5	5	0	0
	計		9	7	2	0
	検討事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	0	－	－	－
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	0	－	－	－
	計		1	1	0	0
合 計			30	21	9	0

※「今回措置を講じたもの」については、令和8年6月9日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	医療整備課	手洗い装置一式の購入に係る支出事務において、請求書を受理してから 30 日以内に支払うべきところ、これを超えて支払が行われていたので、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指摘事項について、売買契約書に請求書を受理してから 30 日以内に売買金額を支払わなければならないとされているところ失念し、これを超えて支払を行っていた。 今後は、売買契約書の支払期限を遵守するよう職員に周知し、再発防止に努める。
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	医療整備課	現金の出納管理事務において、令和 7 年 10 月 9 日（予備監査日）現在、収納した現金の引継ぎや預金口座への預入れがあったにもかかわらず、同年 10 月 1 日から 10 月 8 日まで現金出納簿への記録がされていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について、当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指摘事項について、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院会計規程第 12 条、第 25 条及び第 35 条により、速やかに収納現金の出納簿記録を行わなければならないところ、振込入金分と併せて処理を行っていたこと、また、振込入金分の内容確認に時間を要していたことにより、適正な事務処理を行っていなかった。 令和 7 年 10 月 1 日から 10 月 8 日までの現金処理については、速やかに現金出納簿に記載を行い、是正した。 今後は、受領後速やかに現金出納簿への記録を行うことを徹底し、再発防止に努める。

補助金等交付団体

団体名 (補助金等の名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
一般社団法人 岐阜県障害者スポーツ協会 (岐阜県パラスポーツ関係団体運営費等補助金（全国障害者スポーツ大会等補助金）)	地域スポーツ課	岐阜県パラスポーツ関係団体運営費等補助金（全国障害者スポーツ大会等補助金）において、補助対象経費に租税公課（消費税及び地方消費税）を誤って計上したことなどにより、補助金 1,573,513 円が過大受給となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された	指摘事項について、当該団体から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。 指摘事項の補助対象経費については、他の事業において負担すべきところ、制度についての理解・認識不足のため誤って計上し、適正な事務処理が行われていなかった。

		い。	事業を実施した過去5年分を確認したところ、令和2年度から令和6年度にかけて計3,914,848円が過大受給となっていた。 当該補助金の実績報告を修正したうえで、令和8年5月11日に返還済みである。 今後は、監査結果に基づいて職員研修の実施、複数職員によるチェックにより、再発防止に努める。
--	--	----	---

(2) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

補助金等交付団体

団体名 (補助金等の名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
一般社団法人 岐阜県障害者スポーツ協会 (岐阜県パラスポーツ関係団体運営費等補助金(パラスポーツ振興事業費補助金))	地域スポーツ課	岐阜県パラスポーツ関係団体運営費等補助金(パラスポーツ振興事業費補助金)において、補助対象経費に租税公課(消費税及び地方消費税)を誤って計上したことなどにより、補助対象経費が過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、当該団体から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。 指導事項の補助対象経費については、他の事業において負担すべきところ、制度についての理解・認識不足のため誤って計上し、適正な事務処理が行われていなかった。 事業を実施した過去5年分を確認したところ、令和2年度から令和6年度にかけて補助対象経費が過大となっており、令和2、3年度について、計104,800円が過大受給となっていた。 当該補助金の実績報告を修正し、令和8年5月11日に返還済みである。 今後は、監査結果に基づいて職員研修の実施、複数職員によるチェックにより、再発防止に努める。
一般社団法人 岐阜県障害者スポーツ協会 (パラアスリート競技力向上対策事業補助金)	競技スポーツ課	パラアスリート競技力向上対策事業補助金において、補助金交付要領上「その他必要となる経費」は協議のうえ決定することとされ、租税公課(消費税及び地方消費税)を補助対象経費としていた。補助金収入は消費税法上、不課税取引であり消費税は課されないこと、当該補助金は、補助金交付要綱上、事業実施に直接必要	指導事項について、当該団体から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。 指導事項の補助対象経費については、他の事業において負担すべきところ、制度についての理解・認識不足のため誤って計上し、適正な事務処理が行われていなかった。 事業を実施した過去5年分を

		な経費を支援するものであり、法人全体の税負担（納税額）を補助する趣旨ではないことから、たとえ協議の結果であっても補助対象とすることは岐阜県補助金等交付規則などの制度趣旨に反し、補助対象経費が過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	確認したところ、令和2年度から令和6年度にかけて計 525,153 円が過大受給となっていた。 当該補助金の実績報告を修正し、令和8年5月11日に過大受給分を返還した。 今後は、監査結果に基づいて職員研修の実施、複数職員によるチェック体制などにより、再発防止に努める。
--	--	---	---

（３）団体監査結果（検討事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	医療整備課	地方独立行政法人岐阜県総合医療センターの資金運用については、資金運用基本方針及び資金運用要領に基づき運用されており、平成29年度以前は定期預金により運用されていたが、資金運用を取り巻く環境は、平成25年4月に大規模金融緩和が開始され、預金金利が低迷する状況にあったため、平成29年度から満期保有目的債券として政府保証債による運用を開始し、1年間程度をかけて100億円まで徐々に切り替え、財務収益（運用益）を確保してきた。 また、令和元年度に策定した第3期中期計画（令和2年度～令和6年度）において、高精度な放射線治療の実現などを目指して新棟「南棟」の建設を計画するとともに、100億円の有価証券（政府保証債・年限20年）に加え、運転資金として約40億円の普通預金、南棟建設資金として60億円の定期預金を確保していたところ、定期預金の60億円を有価証券（政府保証債・年限20年）での運用に切り替え、南棟建設資金50億円は有価証券売却による収入を見込んだ。 こうした中、令和4年10月に20年国債金利が1%を超えた以降も金利動向は想定外の上昇傾向となり、有価証券売却と有価証	検討事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 現在の評価損は想定外の金利上昇によるものと考えているが、資金運用計画においては、より精緻なキャッシュフローの試算を行い、当センターの資金運用基本方針に基づき安全性及び流動性を確保した上で、効率的な運用に留意する。

		券担保借入による資金調達方法の比較検討を行い、令和5年度に有価証券8億円、令和6年度に有価証券8億円を満期到来前に売却した。令和6年度末までに有価証券利息による財務収益は4.57億円あり、売却差損1.47億円を差引いても3.1億円の財務収益が得られているところであるものの、有価証券残高144億円は評価損26.08億円を有していることから、資金運用に注意が必要な状況にある。 運用の基本方針は安全性及び流動性を確保した上で効率的に運用を行うことであることから、今後の資金運用においては安全性及び流動性の確保に十分留意されたい。	
--	--	---	--

(4) 所管機関監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

補助金等交付団体

団体名 (補助金等の名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
一般社団法人 岐阜県障害者スポーツ協会 (岐阜県パラスポーツ関係団体運営費等補助金(全国障害者スポーツ大会等補助金))	地域スポーツ課	一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会に対する岐阜県パラスポーツ関係団体運営費等補助金(全国障害者スポーツ大会等補助金)において、補助対象経費に租税公課(消費税及び地方消費税)が誤って計上されているにもかかわらず、実績報告書の審査及び確認が十分行われていなかったため、補助金1,573,513円が過大交付となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	岐阜県パラスポーツ関係団体運営費等補助金(全国障害者スポーツ大会等補助金)において、補助対象経費に租税公課が誤って計上されているにもかかわらず、実績報告書の審査及び確認を十分に行っていないかった。 事業を実施した過去5年分を確認したところ、令和2年度から令和6年度にかけて計3,914,848円が過大交付となっていた。 当該補助金は令和2年度から3年度は障害福祉課が、令和4年度から6年度は地域スポーツ課がそれぞれ所管しており、団体から修正後の実績報告を対象年度の所管課に提出させたうえで、令和8年5月11日に障害福祉課へ539,800円、地域スポーツ課へ3,375,048円を返還済みである。 また、当該補助金に係る対象経費の範囲を明確にし、団体に周知した。 今後は、団体から事業の実績が

			報告された際には、担当者で十分に審査確認を行ったうえで上席者が重ねて確認を行うことにより、再発防止を図る。
--	--	--	---

(5) 所管機関監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

補助金等交付団体

団体名 (補助金等の名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
一般社団法人 岐阜県障害者スポーツ協会 (岐阜県パラスポーツ関係団体運営費等補助金(パラスポーツ振興事業費補助金))	地域スポーツ課	一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会に対する岐阜県パラスポーツ関係団体運営費等補助金(パラスポーツ振興事業費補助金)において、補助対象経費に租税公課(消費税及び地方消費税)が誤って計上されているにもかかわらず、実績報告書の審査及び確認が十分行われていなかったため、補助対象経費が過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	岐阜県パラスポーツ関係団体運営費等補助金(パラスポーツ振興事業費補助金)において、補助対象経費に租税公課が誤って計上されているにもかかわらず、実績報告書の審査及び確認を十分に行っていないかった。 事業を実施した過去5年分を確認したところ、令和2年度から6年度にかけて補助対象経費が過大となっており、そのうち令和2年度と令和3年度は計104,800円が過大交付となっていた。 当該補助金は令和2年度から3年度は障害福祉課が所管し、令和4年度から6年度は地域スポーツ課がそれぞれ所管しており、団体から修正後の実績報告を対象年度の所管課に提出させたうえで、過大交付分については、令和8年5月11日に障害福祉課へ返還済みである。 また、当該補助金に係る対象経費の範囲を明確にし、団体に周知した。 今後は、団体から事業の実績が報告された際には、担当者で十分に審査確認を行ったうえで上席者が重ねて確認を行うことにより、再発防止を図る。
一般社団法人 岐阜県障害者スポーツ協会 (パラアスリート競技力向上対策事業補助金)	競技スポーツ課	一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会に対するパラアスリート競技力向上対策事業補助金において、補助金交付要領上「その他必要となる経費」は協議のうえ決定することとされ、租税公課(消費税及び地方消費税)を補助対象経費としていた。補助金収入	パラアスリート競技力向上対策事業補助金において、補助対象経費に租税公課が誤って計上されているにもかかわらず、補助金制度・税制度の理解が不十分であったためこれを承認していた。 事業を実施した過去5年分を調査したところ、令和2年度から

		は消費税法上、不課税取引であり消費税は課されないこと、当該補助金は、補助金交付要綱上、事業実施に直接必要な経費を支援するものであり、法人全体の税負担（納税額）を補助する趣旨ではないことから、たとえ協議の結果であっても補助対象とすることは岐阜県補助金等交付規則などの制度趣旨に反し、補助対象経費が過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	令和6年度にかけて計 525,153 円が過大交付となっていたため、団体から修正後の実績報告を提出させたうえで、令和8年5月11日に返還済みである。 今後は、岐阜県補助金等交付規則の制度趣旨の理解に努めるとともに、団体から事業の実績が報告された際には担当者で十分に審査確認を行ったうえで上席者が重ねて確認を行うことにより、再発防止を図る。
--	--	---	---